

令和8年3月吉日

給与計算システムユーザ各位

スリーエス コンピュータ

TEL 0994-40-9851

**【新制度】子ども・子育て支援金対応についてのお知らせ
及び
雇用保険料率の改定のお知らせ**

いつも PCA 給与シリーズをご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、2026年4月から開始される【新制度】子ども・子育て支援金制度の対応について、2026年3月24日（火）最新版プログラム「子ども・子育て支援金対応版Rev. 6. 72」が公開されました。新制度は、ほぼ全ての方々が対象となりますので、対応版へのアップデートと設定変更が必要です。

【新制度】子ども・子育て支援金対応について

作業手順は以下の通りです。

- ① PCA 給与シリーズ Rev. 6. 72 へアップデートする
- ② 「社会保険の登録」に子ども・子育て支援金率の設定をする
- ③ 「明細書レイアウトの登録」に子ども・子育て支援金の項目を配置する
- ④ 各帳票（賃金台帳・給与勤怠支給控除一覧表など）に反映させる

なお、アップデート及び設定の詳細につきましては、

弊社ホームページ → [リモートサポートはこちら] → [給与計算サポート情報]

をご覧ください。

子ども・子育て支援金の徴収タイミングはお客様によって異なります。

また、上記のように作業が多岐にわたりますので、スリーエスコンピュータ給与担当にご連絡下さい。

雇用保険料率の改定のお知らせについて

あわせて4月分保険料から雇用保険料率が引き下げられます。こちらは、現在のプログラムで保険料率の変更を行うことにより対応可能です。

保険料率変更の詳細につきましては、

弊社ホームページ → [リモートサポートはこちら] → [給与計算サポート情報] をご覧ください。

以下の操作の前に、必ずデータのバックアップを実行してください。

- ① 「前準備」-「雇用保険の登録」を起動し、雇用保険コードを選択します。
- ② [率情報] タブで、[期間の変更] ボタンをクリックして使用期間を追加します。

[使用期間の追加] の [開始日] は、新保険料率を適用する日付（旧保険料率を適用する最終支給日の翌日から、新保険料率を適用する初回支給日まで）を入力します。

例)【4月分保険料を4月給与で徴収する場合】

「令和8年4月1日」に設定

被保険者負担の [雇用保険率 一般] を [5/1000]、[雇用保険率 建設等] を [6/1000] に変更して登録します（事業主負担は [雇用保険率 一般] を [8.5/1000]、[雇用保険率 建設等] を [10.5/1000]、または [9.5/1000] に変更して登録します）。

雇用保険徴収タイミングはお客様によって異なります。ご不明な場合はスリーエスコンピュータ給与担当までお問い合わせ下さい。